



Title	「法人の人権」論の消失点
Author(s)	齊藤, 正彰
Citation	北大法学論集, 73(6), 1-22
Issue Date	2023-03-31
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/88682
Type	bulletin (article)
File Information	lawreview_73_6_01_Saito.pdf



[Instructions for use](#)

「法人の人権」論の消失点

齊 藤 正 彰

問題の所在

最高裁は、「憲法第三章に定める国民の権利および義務の各条項は、性質上可能なかぎり、内国の法人にも適用されるものと解すべき¹とし、また、「憲法第三章の諸規定による基本的人権の保障は、権利の性質上日本国民のみをその対象としていると解されるものを除き、わが国に在留する外国人に対しても等しく及ぶものと解すべき²としている。憲法上の人権の享有主体が自然人に限られるかが問題となる法人についても、国民（国籍保有者）に限られるかが問題となる外国人についても、判例・通説は享有主体性を肯定したといわれる。しかし、人権の本質に照らして、自然人と対置される法人の人権享有主体性に関する議論（「法人の人権」論）には慎重な考慮が求められるのではなかろうか。

I 判 例

「法人の人権」論をめぐるのは、八幡製鉄政治献金事件判決（最大判昭45・6・24民集24巻6号625頁）が、上掲の判示に続けて、「会社は、自然人たる国民と同様、国や政党の特定の政策を支持、推進しまたは反対するなどの政治的行為をなす自由を有するのである。政治資金の寄附も

¹ 最大判昭45・6・24民集24巻6号625頁。

² 最大判昭53・10・4民集32巻7号1223頁。

まさにその自由の一環であり、会社によつてそれがなされた場合、政治の動向に影響を与えることがあつたとしても、これを自然人たる国民による寄附と別異に扱うべき憲法上の要請があるものではない」とした。

この判決の前年に、「アール・ケー・ビー毎日放送株式会社 外三名」の抗告申立人³に下された博多駅テレビフィルム提出命令事件決定（最大決昭44・11・26刑集23巻11号1490頁）は、「報道機関の報道は、民主主義社会において、国民が国政に関与するにつき、重要な判断の資料を提供し、国民の「知る権利」に奉仕するものである。したがつて、思想の表明の自由とならんで、事実の報道の自由は、表現の自由を規定した憲法二一条の保障のもとにあることはいうまでもない」とした。そして、本件で「報道機関が蒙る不利益は、報道の自由そのものではなく、将来の取材の自由が妨げられるおそれ」とどまり、「この程度の不利益は、報道機関の立場を十分尊重すべきものとの見地に立つても、なお忍受されなければならない」とした。

その後の三菱樹脂事件判決（最大判昭48・12・12民集27巻11号1536頁）、昭和女子大事件判決（最判昭49・7・19民集28巻5号790頁）、殉職自衛官合祀拒否訴訟判決（最大判昭63・6・1民集42巻5号277頁）等については、「法人の「人権」が相手方たる個人の「人権」に対置されることによって、法人と個人とは形式的に対等の関係に置かれ、私人双方の権利・利益主張を裁判所が比較衡量して裁くという図式」がみられるとされる⁴。

しかし、南九州税理士会事件判決（最判平8・3・19民集50巻3号615頁）は、「法人は、法令の規定に従い定款又は寄付行為で定められた目的の範囲内において権利を有し、義務を負う」が、「税理士会は、会社とはその法的性格を異にする法人であつて、その目的の範囲については会社と同一に論ずることはできない」のであり、「本件決議は、……被上告

³ 原審の福岡高決昭44・9・20高刑集22巻4号616頁における抗告人は、「金子秀三 外三名」である。金子氏は、当時のRKB毎日放送株式会社代表取締役社長である。

⁴ そして、「利益衡量に際しては、密かに団体主義的発想が忍び込みやすい」ことが指摘される（芹沢斉「人権」と法人の憲法上の権利の享有」青法38巻3＝4号（1997年）439頁）。奥平康弘「人権総論」について」公法59号（1997年）83頁も参照。

人の目的の範囲外の行為を目的とするものとして無効」とした。団体の規律権と構成員の権利の対立をめぐることは、三井美唄炭鉱事件判決（最大判昭43・12・4刑集22巻13号1425頁）、国労広島地本事件判決（最判昭50・11・28民集29巻10号1698頁）、群馬司法書士会事件判決（最判平14・4・25判時1785号31頁）等が俎上に載せられる。これらの労働組合、税理士会、司法書士会も法人であるが、いずれの判例においても八幡製鉄判決の「法人の人権」論は引用されていない。

Ⅱ 学 説

学説においては、「人権は、個人の権利であるから、その主体は、本来人間でなければならない」けれども、「経済社会の発展にともない、法人その他の団体の活動の重要性が増大し、法人もまた人権享有の主体であると解されるようになった」として、「法人の活動が自然人を通じて行われ、その効果は究極的に自然人に帰属することに加えて、法人が現代社会において一個の社会的実体として重要な活動を行っていることを考えあわせると、法人に対しても一定の人権の保障が及ぶと解するのが妥当」とするのが通説的見解となった。もっとも、「人権は個人の権利として生成し発展してきたものであるから、それを法人に認めると言っても、限定的に解することが必要」であるとして、「人権規定は原則として法人にも各法人の固有の性格と矛盾しない範囲内で適用される」と説明されていた⁵。

学説は、アメリカの判例やドイツの憲法規定も参照し、また、明治憲法下の状況にも言及しているが⁶、法人の人権享有の根拠については、㊦法人の活動の効果は自然人に帰属するとの「自然人還元論」ないし「法

⁵ 芦部信喜〔高橋和之補訂〕『憲法〈第7版〉』（岩波書店・2019年）89-90頁。詳しくは、同『憲法学Ⅱ人権総論』（有斐閣・1994年）159頁以下。

⁶ ただし、「天賦人権説に立たない大日本帝国憲法にあっては、日本国憲法よりも、法人に憲法上の権利・義務規定を適用することの抵抗は少なかったのかもしれない」（木下智史『人権総論の再検討——私人間における人権保障と裁判所』（日本評論社・2007年）167頁、同「戦後憲法学における集団と個人」憲法問題19号（2008年）7-8頁）。

人擬制説的理由付け」と、①現代社会において法人が自然人と同様に活動する実体であるとの「社会的実在論」ないし「法人実在説的理由付け」とが知られる⁷。㉗は、本来の人権享有主体が個人であることを重視しているが、自然人に還元・解消できるなら法人に別個の人権享有主体性を認める必要はないと批判される。①は、法人の人権享有を広く認めやすいが、事実から規範を導き出すものと批判される⁸。

法人の人権享有主体性については、早くから強い否定説が存在した。すなわち、「基本的人権は……、人間の基本的権利であり、……人間が人間なるがゆえに当然有する権利としての自然権の考えから由来してい

⁷ ㉗は、宮沢俊義〔芦部信喜補訂〕『全訂日本国憲法』（日本評論社・1978年）188頁、①は、伊藤正己「会社の基本権——序説的考察」石井照久先生追悼論文集『商事法の諸問題』（有斐閣・1974年）1頁以下が代表的な見解とされる。呼称は渋谷秀樹『憲法〈第3版〉』（有斐閣・2017年）127頁および木下・前掲書（註6）169頁による。

⁸ ㉗では「人的基礎のない団体（財団法人と営造物）には人権主体性は否認される」のに対して、①ではそれが「肯認される」（佐藤幸治編著『憲法Ⅱ基本的人権』（成文堂・1988年）57頁〔中山勲〕。大沢秀介「法人と人権」法教190号（1996年）26-27頁、渋谷・前掲書（註7）127頁も同旨）。「社会的実体に根拠を求める以上、法人のほか、現実に社会的実体として機能しているいわゆる「人格なき社団」など、法人格なき団体についても、同様に権利・自由の享有主体性を認めるべき」（佐藤功『ポケット註釈全書：憲法（上）〈新版〉』（有斐閣・1983年）178頁）とされる。社団法人と財団法人の制度上の混在ないし接近も指摘されている（遠藤直哉『新団体法論——国家・会社・社団・財団の法動態論』（信山社・2022年）196-197頁）。なお、学校法人は、私立学校法において、財団法人に類似するものと規定されている。①が「一般的に受け入れられたのも、その理論的妥当性の故ではなく、……法人の社会経済活動を法的に説明するのに最も都合がよく、社会の実際に適していたから」（横坂健治「法人・外国人と人権」杉原泰雄編『講座・憲法学の基礎(2)憲法学の基礎概念Ⅱ』（勁草書房・1983年）188頁）とされる。そのため、①については、「団体を個人の統御可能性から切り離し、独立した権利主体として設定する学説であったため、個人の権利という視点から切り離された法人活動を追認する結果を招いた」（橋本基弘『近代憲法における団体と個人——結社の自由概念の再定義をめぐって』（不磨書房・2004年）196-197頁）との批判がある。㉗①両説への批判として、長谷部恭男『テレビの憲法理論——多メディア・多チャンネル時代の放送法制』（弘文堂・1992年）33-34頁も参照。

るのであって、人間の尊厳という観念に基づいている。それゆえその本質上もともと人間個人がその主体と考えられるべきであり、したがって法人は憲法の保障する基本的人権の主体ではない」とされ、「法人はもともと個人が基本的人権を享受する上において必要な法的技術として法律上考え出されたものであって、個人の基本的人権としての集会・結社の自由および財産権を保障する上において設けられた制度であり、法人自体が個人同様に基本的人権の主体であると考えする必要はない。基本的人権は思想および良心の自由、人身の自由、婚姻の自由、参政権など、性質上法人には関係のない性質のものが多く、肯定説もそのような権利は例外と考えるけれども、むしろそのような権利に人権の本質的なものが存する」とされるのである⁹。ただし、このような正面からの否定説への支持は拡がらなかった。

その後、「憲法史上の認識の問題として、人権はもともと中間団体（ここでいう法人）からの個人の解放という意味をせおって登場してきた」として、「法人の権利主体性が法律以下の法規範によって承認されることと、法人が自然人＝個人と同じ意味で憲法上の権利の主体と考えてよいかということとは、別のことがら」とであると強調し、「巨大法人が大きな社会的役割を演ずるようになってきている今日だからこそ、「法人の人権」ではなくて法人からの人権が問題とされる必要がある」とする問題提起¹⁰によって、従来の「法人の人権」論は厳しく批判されることになった¹¹。

⁹ 覚道豊治『憲法〈改訂版〉』（ミネルヴァ書房・1977年）202-203頁。

¹⁰ 樋口陽一『憲法〈第4版〉』（勁草書房・2021年）180-182頁。同『近代憲法学にとっての論理と価値——戦後憲法学を考える』（日本評論社・1994年）、同『転換期の憲法？』（敬文堂・1996年）に所収の諸論文も参照。

¹¹ 同種の批判は、奥平康弘『憲法Ⅲ憲法が保障する権利』（有斐閣・1993年）111-114頁においても展開されている。これらの批判は、「法人等の利益と個人の人権もしくは個人の極めて重要な法益とが衝突するような事例に「法人等の人権」を持ち出すことは「個人の人権」の確保にとって有害であることを主張するもの」であり、法人が憲法上の権利を享有することまで否定するものではなく、「人権」観念の濫用を厳に戒めるもの」（芹沢斉「法人と「人権」」憲法理論研究会編『人権保障と現代国家』（敬文堂・1995年）30頁）とされる。「法人

それでも、概説書・体系書においては、「法人の人権」論について説明するという「慣例にしたがう」¹²ものが少なくない。その背景には、最高裁判例の存在もあるかもしれない。しかし、八幡製鉄判決については、「会社も納税者であり、また法律上の人格者であるから、自然人たる国民と全く同様の政治的行為をなす自由を有するという理論は、あまりにも大胆であり、あまりにも行きすぎ」で、政治資金の寄附は国民の「参政権の行使に直接の影響を及ぼすようなものではないから、さしつかえないという程度のものにすぎぬ」のであって、「判旨は会社も広く自然人と同様の政治的活動の自由を有し、その一環として政治資金の寄附もできるのだというが、政治資金の寄附の否定を排撃するために、このような前提を立てる必要はない。とんだ勇み足の議論というほかない」との批判¹³も著名である。同判決の調査官解説も、会社に「憲法上禁止されていないといういみの政治的自由があることを宣明したものにすぎないと解することもできるであろう」¹⁴としていた。また、「学説上は、本判決における法人の憲法上の権利についての判示は傍論にとどまるとの指摘がなされて」いるうえ、「その後の最高裁諸判決の中で、この判示は先例としてまったく参照されていない」のであって、「法人の基本権享有主体性についての判示は、実務上も傍論として扱われていると判断

の人権」批判の急先鋒である樋口陽一¹⁵は、私人間の紛争において「法人の人権」論が「法律解釈における憲法論の役割の拡大を阻止するという、……憲法の領分を限定するための憲法論」となっていることを指摘したのであり、「法人が「自然人＝個人の憲法上の権利と「同様」の資格でそれと対抗的に」基本的人権を主張する局面こそを、厳しい批判の対象とした」のであって、その意図は「憲法による保護を古典的な個人の自由権のみに限定することではなく、むしろ社会的権力から個人を保護するために、憲法がその規範的射程を正しく拡大することにあった」として、このような「「法人の人権」批判論が本当に闘おうとしたのは、わが国の法秩序における実定法としての憲法の領分の、過大ではなく過小である」とされる（林知更『現代憲法学の位相——国家論・デモクラシー・立憲主義』（岩波書店・2016年）369頁）。

¹² 渋谷秀樹＝赤坂正浩『憲法1人権（第8版）』（有斐閣・2022年）336頁〔渋谷〕。

¹³ 鈴木竹雄『商法研究Ⅲ会社法(2)』（有斐閣・1971年）332頁〔初出は、商事法務研究531号（1970年）112頁〕。

¹⁴ 柳川俊一・最判解民事篇昭和45年度（下）906頁。

してよい」との評価もなされている¹⁵。

Ⅲ 検 討

1 「法人」に人権？

法人は、自然人のみを権利義務の主体とした場合に生ずる法律関係の複雑化を回避するための技術である。〈法律上の権利義務の主体となりうる法人に、憲法上の人権が保障されるか〉という問いが生じることは、ある意味では自然かもしれない¹⁶。しかし、「憲法上の権利享有の有無を制定法上与えられた法人格の有無にかからせる趣旨とすれば不当である」¹⁷。

そこで、学説においては、「法人」ではなく「団体」の人権享有主体性としたり、両者を併記したり、「団体（法人）」とする例も増えている。しかし、「法人」に限定せず団体一般に人権享有主体性を認めることには、「集団」の人権享有主体性に対する疑問¹⁸が向けられるかもしれない。

¹⁵ 毛利透「法人の基本権享有主体性」別ジュリ『憲法判例百選Ⅰ〈第7版〉』（2019年）19頁。「傍論」との指摘について、高橋和之『立憲主義と日本国憲法〈第5版〉』（有斐閣・2020年）104頁、松井茂記『日本国憲法〈第4版〉』（有斐閣・2022年）297頁、安念潤司「会社の基本権」ジュリ1155号（1999年）103-104頁。なお、伊藤・前掲論文（註7）3頁。

¹⁶ とはいえ、「私法的概念としての法人を、そのまま憲法論にもちこんでただちにそれに人権主体性をも認めるのは唐突」（寿田竜輔「法人と人権」奥平康弘＝杉原泰雄編『憲法学(1)人権の基本問題Ⅰ』（有斐閣・1976年）32頁）である。

¹⁷ 木下・前掲書（註6）166頁。しかも、法人制度においては、「法人が「公共の福祉」に反する活動を行なった場合」や「法人格付与の目的に反するような事態が生じた場合」には、「法人の消滅を図ることもできる」（大石真『憲法と宗教制度』（有斐閣・1996年）251頁）。

¹⁸ 横田耕一「「集団」の「人権」」公法61号（1999年）46頁以下。「ここで「集団」というのは、団体や組織はもとより、ある種の属性において人々が括られている「まとまり」を意味している」（同頁）。なお、団体の分類について、佐藤編著・前掲書（註8）232-233頁〔阪本昌成〕、同『憲法理論Ⅲ』（成文堂・1995年）147-148頁参照。

また、たとえば八幡製鉄という「企業」について、憲法学は法人＝株式会社のみを念頭に置くのか¹⁹、「1人の使用者の権威の下に置かれた労働者集団により形成される社会組織」²⁰にも社会的実在性を認めるのだろうか。

「法人の人権」と記していても、〈法律に基づいて法人格を付与された「法人」に限らず、広く団体一般を対象とする〉と述べられることもある。しかし、私法上の「法人」に限定されないというだけでなく、「憲法上の法人」の定義（団体一般との区別）がなされなければ、「法人格なき法人」という特異な概念を用いることになりかねない。

2 人権規定の準用

従来、「法人（団体）等」にいかなる範囲の人権規定が適用されるかについて、……通説は、適用される人権の範囲は広く認めているが、その保障の程度や限界については、自然人と同様ではありえないとする立場を採っている²¹とされる。とりわけ、個人の人権と衝突する場合には特別の制約が認められる²²。しかし、少なからぬ主要な人権を厳しく制限され、それも「権利の性質」によって論理的に定まるのではなく、「様々な段階の価値衡量を経た上でのごとくでしかない」²³のならば、人権享有主体性を肯定する意義に疑問が生じる²⁴。

¹⁹ 「法人たる会社の一部として現実に行う個人は、それに雇われて働く被用者であり、端的にいいかえれば、その「法人」の手足にすぎない」（藤井俊夫『憲法と人権Ⅰ』（成文堂・2008年）75頁）。なお、株式会社の株主には、機関投資家等の法人も含まれ、それらは「内国の法人」とは限らない。

²⁰ 西谷敏『労働法〈第3版〉』（日本評論社・2020年）37頁。

²¹ 大沢・前掲論文（註8）27頁。木下・前掲書（註6）173頁も同旨。

²² ただし、常に自然人の権利に劣後するののかについては疑問も示される。木下・前掲書（註6）173頁参照。

²³ 西原博史「公益法人による政治献金と思想の自由」ジュリ1099号（1996年）99-100頁。「政策的」に特別な制約が課されることもある（伊藤正己『憲法〈第3版〉』（弘文堂・1995年）202頁、渋谷・前掲書（註7）129頁）。

²⁴ 「同様の人権の制約が他の国民についても認められる危険をもたらすことに

「法人もほんらい基本的人権の享有主体であると考えのではなく、ほんらいは自然人のみに適用されるべき憲法上の基本的人権保障規定がその性質上可能な限り、法人にも適用されるべきであると考えのほうが妥当である」のであって、「法人にも基本的人権の内容をなす権利・自由が認められるとしても、それは自然人の場合のように包括的に、かつ同じ程度で常に保障されるものではなく、……個別的にその保障の範囲と程度を判断すべきもの」²⁵であるとするならば、そのような従来 of 学説の思考は、「憲法の人権条項が、類推的に法人に「準用」される場合があり得る」²⁶ことをいうものと解される。「法人の人権享有主体性の問題は、準用しても問題のない人権の種類と、その範囲を、個々の法人の存在目的に照らして、考えていく問題と割り切つてよい」²⁷と考えられる

なる」(長谷部恭男『憲法<第8版>』(新世社・2022年)126頁)と懸念される。また、「人権の享有主体性を一般的に認めることと、個別問題において人権の種類や範囲を画定することの間には、論理的なつながりを見出すことができない」のであって、「そこでは、せいぜい、必要性の有無が議論されているにすぎない」から、そこで「語られる「性質上」とは、したがって、「必要上」と同義である」と指弾される(橋本・前掲書(註8)251頁)。

²⁵ 佐藤・前掲書(註8)178-179頁。「法人の制度はあくまで自然人の理想・利益の追求手段として便宜上設けられたもの」(渋谷＝赤坂・前掲書(註12)339頁[渋谷])であって、「法人は原則として憲法上の権利を享有しないということから出発して、具体的に存在する法人の設立目的・活動の実態、その活動の社会に対する影響力等の観点から個別の憲法上の権利ごとにその性質をも総合的に考えてその享有の有無と程度の正当性と合理性を検証すべき」(渋谷・前掲書(註7)132頁)とする今日の学説も、従来 of 説明を受け継ぐものと解される。

²⁶ 西原・前掲論文(註23)99頁。公共の福祉に基づいて保障される権利という観念は別として、その基盤にある「法人に憲法上の権利を認めるためには、それを正当化する根拠を個別に探すべきであり、独立の主体であるという理由で一括して享有主体性を認めるべきではない」(長谷部・前掲書(註8)34頁、同・前掲書(註24)128頁)という思考も、「準用」と径庭はないようにみえる。

²⁷ 川添利幸＝山下威士編『憲法詳論<改訂版>』(尚学社・1990年)141頁[根森健]。そして、憲法の「各条項は、性質上可能なかぎり、内国の法人にも適用される」という八幡製鉄判決も同様に解する可能性が示される(長谷部恭男『権力への懐疑——憲法学のメタ理論』(日本評論社・1991年)148頁註11、同・前掲書(註24)128-129頁)。

のである²⁸。

外国人の人権享有主体性に関して、入管法の定める在留資格制度は「個人が、断片化されいわば輪切りにされた特定領域の……活動の遂行だけを許されるというシステム」であり、法律によって「セグメント化された活動が許されているにすぎない」ことが、憲法の人権保障の思考と相容れないとされたが²⁹、この理は「法人の人権」論にこそ当てはまるのではなかろうか。

3 人権の集団・共同行使

それでは、なぜ人権規定の「準用」が求められるのであろうか。ここで、従来の「法人の人権」論の実質的意義を、人権の集団・共同行使の保護に見出す傾向が注目される³⁰。その嚆矢となった学説は、「社会全般にわたる人間の組織的活動の普及と表裏して、国民個人は各種の人権を単独に行使するばあい以上の保障効果を期待しつつ他の個人と共同集团的にそれを行使するばあいがとみに増加しつつある」ことに着目し、「そのような実態に即して、憲法としても人権の保障を個人にのみかぎることなく、人権の共同行使を目的とするもろもろの団体にもその保障をおよ

²⁸ 対照的に、外国人の人権享有主体性についての準用説(萩野芳夫「外国人の人権」奥平=杉原編・前掲書(註16)5頁)は厳しく批判された。

²⁹ 安念潤司「「外国人の人権」再考」芦部信喜先生古稀祝賀『現代立憲主義の展開(上)』(有斐閣・1993年)171-172頁。この「安念教授のパラドックス」(長谷部恭男「「外国人の人権」に関する覚書——普遍性と特殊性の間」塩野宏先生古稀記念『行政法の発展と変革(上)』(有斐閣・2001年)389頁。なお、西村裕一「「外国人の人権」についての雑感」エトランデュテ4号(2022年)256頁以下参照)は、外国人に関しては、その前提に疑問がある(齊藤正彰「多層的立憲主義と日本国憲法」(信山社・2022年)228-229頁)。

³⁰ 「法人ないし団体それ自体に人権享有の能力を認めるほうが、権利の集团的行使の役割が増大した現代社会の実態に適合し、その要請に応えるゆえんである」(芦部・前掲書(註5)162頁)。「通説的地位を占めた法人実在説的理由付けは、その地位を、構成員の人権の共同行使とみる見解に明け渡しつつある」(木下・前掲書(註6)194頁)と評される。

ばす必要」があると論じている³¹。「法人の人権」論の焦点は、目的を共有する他の個人との人権の集団・共同行使の保護にあるとされるのである。

ここで集団・共同行使が観念される「人権」は、憲法上の人権の前提にある〈人間の権利〉³²と考えるのが整合的であろう。束ねられて力を増した〈人間の権利〉については、それが、①公権力に対抗するために政府に向けられる場合、②団体外部の私人に向けられる場合、③団体内部の個人（団体の構成員）に向けられる場合に、場面を分けて考察するのが一般的である。①の対国家の場面では、個人の「憲法上の人権」の保障と重なることになり、「個人の人権の擁護に仕えるので問題はない」³³とされる。これに対して、②では、束ねられて増強された権利行使が社会的権力となって他者に対する権利侵害の問題が生じる。これは、憲法論としては人権規定の私人間効力論の枠組みで論じられてきた。③は、団体の目的達成のための規律権・統制権と団体構成員の権利の衝突が生じる場面である。団体の目的の範囲と構成員の協力義務の限界を検討する調整のあり方は、私法関係における人権保障の特別の種類といえよう。

個人が権利を単独行使する場合以上の効果を期待することについては、(a)資本主義社会において、より大きな利益を求めて財産権を集団・共同行使する場合と、(b)政治社会において、より強い保障効果を期待して人権を集団・共同行使する場合とがあるとされる³⁴。

初期の憲法学説は、「法人が元来自然人とは別個独立の財産権の主体として構想されたこと」から、集団・共同行使(a)を中心的に想定していたと解される³⁵。これに対しては、「法人の法律行為の効果が自然人に帰

³¹ 寿田・前掲論文（註16）33頁。

³² これは、理念的権利としての〈生まれながらの人権〉である。齊藤・前掲書（註29）112-113頁参照。

³³ 芹沢「法人に人権？」法セ503号（1996年）41頁。

³⁴ 野中俊彦ほか『憲法Ⅰ（第5版）』（有斐閣・2012年）233頁〔中村睦男〕。

³⁵ 渋谷＝赤坂・前掲書（註12）336頁〔渋谷〕。「法人の活動は、結局はその効果が自然人に帰属するもの」であり、「法人の概念は、主として、財産権の主体となることにその意味をもつものであるから、人権宣言の規定は、主として財産法上の権利義務に関しては、法人にも適用される」（宮沢俊義『憲法Ⅱ（新版）』

着する点は、財産取引安定のための実定法（特に私法上）の法技術の所産にすぎず、……この論拠づけは、法律上の権利と憲法上の「基本的人権」とを混同することになる³⁶との批判がなされる。しかし、そのようなものであるからこそ、「法人の人権を保障するといったところで、その利益は結局自然人に属するのであるから、人権の保障が自然人だけにおよぶといっても、そのほかに法人にも（その性質上許されるかぎり）およぶといっても、実際にも、あまりちがいはない³⁷といわれていたのではなかろうか。それは、「法人に人権主張を認めても、その効果は（法人が自然人から独立に享受するのではなく）結局は自然人が享受するのであるから、かまわないではないか、ということ述べているにすぎない³⁸とされるところである。つまり、財産権の集団・共同行使の手段として、法人という技術が用いられているのである。それは個人の財産権行使の態様ないし方法の問題であって、人権享有主体性の問題として説明することを要するものではないと考えられる。実際に、スーパーマーケットを営む株式会社が不許可処分を求めた訴訟において、薬事法違憲判決（最大判昭50・4・30民集29巻4号572頁）は、「法人の人権」論に触れることはなかったのである。

4 結社の自由と「法人の人権」論

他方、おもに集団・共同行使(b)を念頭に置く場合は、「法人の人権」論を結社の自由結びつけて考えることになる。たとえば、「人間の結社活動には、①基本的人権享有主体たる個人（自然人）がある目的のために他者と関係を結んで団体を作り、必要に応じて法人格を取得し、②その団体（法人）がその目的に沿って必要な諸活動を展開する、という

（有斐閣・1971年）245頁）と説かれた。法学協会編『註解日本国憲法（上）』（有斐閣・1953年）441頁、565頁も、22条・29条の解釈において法人に言及している。

³⁶ 阪本昌成『憲法理論Ⅱ』（成文堂・1993年）188頁。

³⁷ 宮沢・前掲書（註35）246頁註1。

³⁸ 高橋和之「団体の人権主張適格」樋口陽一先生古稀記念『憲法論集』（創文社・2004年）29頁註14。

ことが含まれる」³⁹と説明される。

結社の自由と「法人の人権」論を結びつけることには疑念も示される。「結社の自由とは、個人が「他者と結社する」自由であり、結社（団体）の（対国家的にも）つ自由ではない。つまり、結社の自由の主体は、個人であって団体ではない⁴⁰と批判されるのである。これに対して、従来の憲法学説は、「結社の自由は、第一に個人に対して、団体を結成しそこで活動する自由を、第二に団体それ自体に対して、その成立・存続および活動の自由を保障する」という「双面的基本権」であるとしてきた⁴¹。そこには、共通目的を有する「集団は個々の構成員の意思の総和以上の意思を実在的に創造する」のであって、「結社自体が構成員の意思から独立した一つの意味主体となる」との理解があると考えられる⁴²。団体は「雑多な個人の単なる集まり」ではなく、「構成員たる個人の自由な行動の集積が団体としての活動となるわけではない」とされるのである⁴³。楽団の意義は、集まった人数分だけ音量が増大することにとどまるものではなからう。

従来は、憲法21条の「結社」には、あらゆる目的の団体が含まれるとされていた⁴⁴。しかし、学説では、営利目的の団体は、結社の自由の対

³⁹ 佐藤幸治『日本国憲法論（第2版）』（成文堂・2020年）171頁。なお、渋谷＝赤坂・前掲書（註12）336頁〔渋谷〕参照。

⁴⁰ 高橋・前掲論文（註38）17頁。なお、この見解は、「生存権を侵害されたと主張する人々が……結社したからといって、その団体が、その活動との関連で例えば表現の自由の主体性を認められることはあるにしても、生存権の主体性を獲得するわけではない」（同頁。23頁も参照）とするが、通常、当該団体は生存権侵害をより強く「主張」するために結成されたと考えるのではなからうか。木下・前掲書（註6）196頁註79参照。

⁴¹ 芦部信喜『憲法学Ⅲ人権各論（1）（増補版）』（有斐閣・2000年）533頁。同様に、佐藤幸治『憲法（第3版）』（青林書院・1995年）550頁。

⁴² 阪本・前掲書（註36）189頁、同・前掲書（註18）89頁。

⁴³ 長谷部・前掲書（註24）128頁。

⁴⁴ 宮沢〔芦部補訂〕・前掲書（註7）245頁、佐藤・前掲書（註8）324頁、芦部・前掲書（註41）524-526頁およびそこに掲記の学説、初宿正典『憲法2基本権（第3版）』（成文堂・2010年）321頁。ただし、団体の活動に経済活動としての面があることと、営利目的の団体であることとは、区別されるべきである（大石眞「権

象とならないとする傾向が強まっている⁴⁵。そうであるとすれば、「法人の人権」論を結社の自由に依拠して説明する場合には、基本的に、財産権に関する集団・共同行使(a)は含まれないと解することができる⁴⁶。

そのようにして結社の自由に根拠を求めるものを政治社会における人権の集団・共同行使(b)に限定するとしても、従来の「法人の人権」論において享有の対象として挙げられていた人権は、なお多様である。「団体が刑事手続の対象とされたとき、結社の自由は刑事手続上の権利主張まで内包すると論ずるのは、容易なことではなさそうである」⁴⁷と指摘される。裁判を受ける権利をはじめ、集団・共同行使の主目的ではない人権の保障までが、結社の自由に基づいて説明できるかが問題となるのである。そうした種々の人権をも結社の自由(団体の活動の自由)の内容として論じるならば、それらの個人人権が結社の自由の下にその内容として包括されるかのようなこととならないであろうか。

利保障の諸相」(三省堂・2014年)259頁参照)。「営利団体」とは、「構成員に経済的利益を配分することを目的とする団体をいうのであって、たんにある団体が営利活動や収益事業をおこなうといった意味をもつわけではない」(大石眞『憲法概論Ⅱ基本権保障』(有斐閣・2021年)307頁)とされる。従来の学説が、「営利目的」を区別の指標とすることをどれほど意識していたかは分明ではない。

⁴⁵ 長谷部・前掲書(註24)233頁、高橋・前掲書(註15)265頁、大石・前掲『憲法概論Ⅱ』(註44)307-308頁、渡辺康行ほか『憲法Ⅰ基本権』(日本評論社・2016年)274頁[工藤達朗]。なお、小野善康「結社の自由」高見勝利ほか編『日本国憲法解釈の再検討』(有斐閣・2004年)194-195頁参照。また、「財団の設立は、29条で保障された財産権の内容の1つのあり方」(渋谷・前掲書(註7)459頁註32)とされる。

⁴⁶ なお、労働組合については、法人格の有無にかかわらず、憲法28条の解釈問題となる。

⁴⁷ 高橋・前掲論文(註38)17頁。ただし、「結社の事務所についての35条の住居侵入・捜索・押収に対する保障……について、結社自身の憲法上の権利が保障されるとすることが、個人の結社をつくる自由を実質的に保障することになる」(小野善康「結社の憲法上の権利の享有について——「法人の人権」論の再検討」Artes liberales 72号(2003年)96頁)とする見解もある。

5 集団・共同行使の主体

そこで注目されるのは、①「個別の基本権規定の解釈として構成員たる自然人から独立した団体固有の利益が保障されている場合に限り、団体が本来の意味での基本権の主体であることを認め」、②「それ以外の場合には、団体の意義、団体と構成員の関係等から、団体が構成員の基本権を代表的に行使できる場合がある」とする近年の学説⁴⁸である。

まず、②については、すでに、「団体は、人権の主体ではありえないが、しかし、一定の場合、自然人の人権を主張する適格性は認めてよいし、認めるべきだ」とする説が唱えられている。このような団体の「人権主張適格」説は、「団体自身が人権をもつということは認めがたいが、しかし、個人の人権享有を実質化し、あるいは、促進するのに役立つ場合には、一定の要件の下に個人の人権を主張する適格性を承認することは、認められてよい」とするものである⁴⁹。

団体の「人権主張適格」説は、「人権主体の問題と裁判における人権主張の問題を区別し、前者を個人へと純化する一方で、「法人の人権」は憲法訴訟上の「第三者の権利の主張適格」に類似の問題として捉えようとする」試みと評される⁵⁰。

そうであるならば、団体には固有の人権享有主体性はないのであるから、構成員を代表して団体名義で権利主張できる制度を整備するという「法律レベルの問題」⁵¹となろう。つまり、団体の「人権主張適格」とは、訴訟制度の問題と解される。「法人という法技術を採用しながら、

⁴⁸ 渡辺ほか・前掲書(註45)41頁[宍戸]。

⁴⁹ 高橋・前掲論文(註38)18頁。浦部法穂『憲法学教室〈第3版〉』(日本評論社・2016年)69頁も同旨をいうものと解される。なお、「人権論の構図からいえば、団体が人権を主張しうるのは国家と対峙する場合であり、団体がその構成員と対峙する場合には人権を主張する立場にはない。団体が外部の個人と対立する場合には、団体も(構成員の人権の代位主張として)人権を主張する適格をもちうる」(高橋・前掲書(註15)103頁)とされる。ただし、木下・前掲書(註6)197頁参照。

⁵⁰ 林・前掲書(註11)367頁註50。

⁵¹ 高橋・前掲論文(註38)15頁。

その意義を喪失してしまうような法的扱いをすることは背理」であるが、それは、「立法にはそれ自体整合性が備わっていなければならないという一般原則の存在が想定されるからにすぎず、憲法の人権規定が適用される結果ではない」のである⁵²。「法人の人権」論が「自然人以外の法主体が基本権侵害を根拠に公権力に対して訴訟上争い得るか否かという問題」であるとすれば、ドイツ基本法19条3項が「ドイツ連邦共和国の法体制において有する意味」は、憲法異議を提起しうる者に法人が含まれるという解釈に根拠を与えることであると指摘される⁵³。日本国憲法の違憲審査制においては、そのような必要はない⁵⁴。

①に関しては、一般に結社の自由が想起されよう。そこでは、「団体を結成する個人の意思には、個人から一定程度独立した団体が、個人的行動に還元できない団体自身の活動を行うことも含まれている」とする見解が目される。個人が「尊厳性」を保つために団体に属することも憲法は保障しており、個人と団体の関係は「個人の判断に委ねられている」として、団体を結成する「個人の意思によって、団体自身の人権行使が基礎づけられる」ことで、「団体には、①その目的に直結する人権の享有が認められ、②目的に付随する人権も付随的に認められるが、③それ以外の人権は認められない」ため、団体には「部分的な人権享有主体性」が認められるとされる。従来は、憲法上の人権は個人の自律のた

⁵² 戸波江二ほか『憲法(2)人権』(有斐閣・1992年)45頁[安念潤司]。「政府が設営する裁判制度を利用する権利」は、訴訟法上の規定によって「訴訟遂行の便宜をはかっている」ことで実現されているのであって(渋谷・前掲書(註7)131頁)、「結社の円滑な活動を可能にする法制度を整備」(小野・前掲論文(註47)93頁註3)することが憲法の趣旨に沿うとしても、それを「憲法上の要請」と解する必要はないであろう。

⁵³ 鳥居喜代和「法人の基本権能力に関する覚書——団体の憲法上の人権享有主体性研究序説」札院11巻1号(1994年)10頁、33頁。

⁵⁴ ただし、「法人の人権」論とは、立法者が「団体を結節点とする様々な利害の調整に踏み出したとき」に、「憲法という特殊な審級」において「自らの利益を主張する資格の配分に関わる問題でもある」とする見解(林・前掲書(註11)354頁以下)がある。なお、「日本で「法人の人権」論が議論された具体的な文脈を再検討」した場合の問題について、同368-369頁参照。

めのものであるとして「団体の人権享有主体性」が疑われたのを、逆に、「個人の自律的判断」によって団体が結成されたとして、「団体の人権享有」を「団体を結成する個人の意思」に根拠づけるのである⁵⁵。

この見解は、結社活動に付随的に関わる人権をも団体に保障するために、「個人の自律的判断」を根拠に「団体の人権享有主体性」を認めようとするものと解される。それは、手続や裁判に関する人権が結社の自由（団体の活動の自由）を通じて保障されると説明することの困難性に鑑みてのことかもしれない。

6 集団・共同行使を本質的に含む人権

そこで、①で「団体が本来の意味での基本権の主体である」とされる前提として、「個別の基本権規定の解釈として……団体固有の利益が保障されている」という場合が、結社の自由の他に、どのように存在するかに関心が向かう。それは、換言すれば、「個別の基本権規定の内容が、特定の性格の団体が社会的に実在し活動することを前提としていると解される場合」⁵⁶であるとされる。

ところで、従来、「宗教法人が信教の自由（二〇条）、報道機関が報道の自由（二一条）を有する」⁵⁷ことが「法人の人権」論の枕詞のように言及されてきた⁵⁸。

⁵⁵ 佐々木雅寿「人権の主体——「個人」と「団体」の関係を中心に」公法67号（2005年）125-128頁。ただし、憲法21条は「表現活動を目的とした結社の結成等についての保障」であって、「多様な目的のため他人と結びつく一般的な結社の自由」の条文上の根拠は13条とする見解（木下・前掲書（註6）194-195頁）に与するものではないと解される。

⁵⁶ 渡辺ほか・前掲書（註45）42頁〔六戸〕。ただし、そこでは、①には報道機関を挙げ、宗教団体は②に結びつけている。なお、曾我部真裕ほか編『憲法論点教室（第2版）』（日本評論社・2020年）90頁註10〔上田健介〕参照。

⁵⁷ 芦部〔高橋補訂〕・前掲書（註5）90頁。

⁵⁸ 従来の議論には、「ある特定の種類の団体について必須の権利の享有（たとえば、放送会社にとっての報道の自由）を論じつつ、それを一般的抽象的に「法人の人権」という言葉で束ねることによって、その権利の享有をあらゆる団体

しかし、同時に、憲法学説では、「沿革的に、宗教的結社の自由は、信仰および宗教的行為の自由を確保するために不可欠とも言つてよいほどそれらと密接に結びつくものと考えられてきたので、伝統的に信教の自由の内容の一つに数えられ」⁵⁹ているとされる。他方で、宗教法人が裁判所による解散命令（宗教法人法81条）を受けても、法人格を持たない宗教団体として活動することは可能であり、ただちに信教の自由を侵害するものではないとされている⁶⁰。

信教の自由は、(1)「同じ信仰をもつ者同士が宗教団体を結成する自由」を含んでいることから、(2)宗教団体は「団体の組織のあり方や内部運営についても自主的な決定権」を有するといわれる⁶¹。(1)が前述④の対国家の場面であり、憲法上の人権の問題である。また、(2)について公権力による介入がなされた場合には、それは(1)の侵害と同視することが可能であろう。これらは、信教の自由の行使の態様ないし方法の問題と解されるのである。それに対して、(2)が⑤宗教団体内部において信者（構成員）との間で問題になる場面では、それらの「決定権」等は各団体において自律的に基礎づけられるものである。(2)の世俗面に関して法人制度等によって法律が規律する場合があるとしても、(2)の「決定権」等を団体固有の「憲法上の人権」と観念して、宗教団体をその享有主体とみる必要は乏しいと解される。宗教団体への強制捜査が宗教活動を抑圧することになれば、信者の信教の自由の制約となろう。

このように、信教の自由は、集団・共同行使がその本質的内容に含まれていると解されるのである。また、憲法以前に存在する伝統的宗教に個人が帰依していることを自発的結社活動とみて教団に人権享有主体性を認めるよりも、宗教活動は集団的に行われることを本質とするがゆえに、信教の自由が集団的権利の側面を有すると解するほうが自然ではな

一般に拡散させてしまう」(木下・前掲書(註6)172頁)との批判がある。安念・前掲論文(註15)100-101頁も参照。

⁵⁹ 芦部・前掲書(註41)525頁。

⁶⁰ 最決平8・1・30民集50巻1号199頁。最高裁は、宗教法人に対する解散命令を、人権享有主体を消滅させる問題としてではなく、「信者の宗教上の行為」についての法的制約または事実上の支障の問題として検討している。

⁶¹ 大石・前掲『憲法概論Ⅱ』(註44)240頁。

かろうか。

報道の自由の享有主体とされる「報道機関」については、判例・学説とも、その定義が必ずしも明確ではない⁶²。株式会社である「法人」とみる立場⁶³が一般的であろうが、「何故に報道機関と俗称される一営利企業たる大新聞社・TV局……、たまたま大資本を有し情報を独占しているにすぎぬ人びとや機構のみが他の国民と区別して重く保護される理由は何かが明確に論証されねばならない」⁶⁴と指弾される。「報道機関」とプレスやマスメディアの異同、「情報伝達を意図する国民」⁶⁵あるいは「報道者」⁶⁶とジャーナリストの集合体・組織体との関係、それらと法人としての報道各社との関係には議論がある⁶⁷。法令上も、報道やその主体

⁶² 榎原猛『表現権理論の新展開』（法律文化社・1982年）200頁以下参照。

⁶³ 芦部・前掲書（註5）170頁、伊藤・前掲書（註23）202頁、野中ほか・前掲書（註34）235頁〔中村〕。

⁶⁴ 横田耕一「取材フィルムの提出命令と取材の自由」別ジュリ『憲法判例百選〈第3版〉』（1974年）71頁。

⁶⁵ 横田耕一「取材フィルムの提出命令と取材の自由」別ジュリ『憲法判例百選 I 〈第4版〉』（2000年）159頁。

⁶⁶ 「少なくとも公衆に対する情報伝播を目的とする過程で、内々の信頼関係を通じて得られた情報を現実に使用する意図を立証」（佐藤幸治「表現の自由と取材の権利——取材源秘匿の権利を中心に」公法34号（1972年）144頁）した者と説明される。

⁶⁷ 鈴木秀美「マス・メディアの自由と特権」小山剛＝駒村圭吾編『論点探究憲法〈第2版〉』（弘文堂・2013年）176頁以下参照。「企業体としてのマスメディア」とは区別される「プロフェッショナルなジャーナリスト集団」、その意味で「プレス」と呼ばれることのあるものと把握する見解（水谷瑛嗣郎「プレスの自由の「更新」に向けて——これまで、そしてこれから」帝京31巻1＝2号（2018年）363頁、369頁）も提唱される。また、「株式会社の場合、その正規の構成員は株主であるが、株主でない従業員も含めて考えることができよう」（市川正人『ケースメソッド憲法〈第2版〉』（日本評論社・2009年）60頁註5）として、「法人である新聞社や雑誌社（雑誌を発行する出版社）、放送事業者」は、「ジャーナリスト（マスコミ従事者）が共同で行う表現活動」の「自由を実現するためにこそ、憲法21条の保障する表現の自由の享有を認められる」（同『表現の自由の法理』（日本評論社・2003年）27頁）との説明もなされるが、「個人も法人もともに憲法上の自由を主張できるなら、両者は互いに相殺し合って、結論を導く

の定義には種々のものがある⁶⁸。「法人の人権」論でいわれるほど享有主体は明確ではないとすれば、最高裁が博多駅事件決定において報道機関の「立場を十分尊重すべき」としていたことに留意すべきかもしれない。

今日の報道の多くは、記者やニュースキャスター等の個人的な活動として行われうるものではなく、多数人による組織的活動を必要とする。それ自体としては表現行為そのものとはみられないような業務に従事する人々との組織的活動が報道を実現するために必須であるとするれば、報道の自由は、集団・共同行使を本質的要素とすると考えられる。

このように、「個別の基本権規定の解釈として構成員たる自然人から独立した団体固有の利益が保障されている場合」であっても、「団体が本来の意味での基本権の主体であることを認め」ることは必要ではないと解される。人権の集団・共同行使をめぐる議論の重心は、人権の享有主体性を概括的に論じることから、人権行使の態様ないし方法を具体的に検討することに移行すると考えられる⁶⁹。日本国憲法には、結社の自由の他にも「人と人の結びつきを前提にした権利がいくつかある」⁷⁰とされ、それらは集团的権利の性格を有する場合がある。しかし、それを「集団の権利」と捉えてその享有主体を問題とするのではなく、集团的行使という態様ないし方法に焦点を合わせるべきであろう。

人権の集団・共同行使のために個人が団体を結成した場合——もちろん

上での決め手とはならなくなり、あとは「私的自治」に委ねる他ない」(林・前掲書(註11)369頁)ということにならないであろうか。

⁶⁸ 山田健太『法とジャーナリズム〈第4版〉』(勁草書房・2021年)48頁以下参照。

⁶⁹ 「従来の議論では〈法人の人権享有主体性〉一般の論証にエネルギーが費やされてきた」のに対して、人権の集団・共同行使の保護は、「〈法人の人権享有主体性〉の概括的根拠ではなく、具体的事例で憲法上の権利を準用する際の一つの観点と位置づける方が適切」とされる(西原・前掲論文(註23)104頁註7)。「法人あるいは団体の形態を通じて権利を行使する場合を、個人で権利を行使する場合に比べて不利に扱ってはならないとの原則」とされる「フィールド理論」(木下・前掲書(註6)195頁)も、同旨に至るのではなからうか。また、大久保史郎『人権主体としての個と集団——戦後日本の軌跡と課題』(日本評論社・2003年)157頁参照。

⁷⁰ 橋本・前掲書(註8)iii頁。

ん、人権の集団・共同行使を殊更に意識しないような趣味・親睦の団体であっても——、団体の活動を制約されたならば、結社の自由の問題となる。しかし、団体の名義で表現活動や訴訟活動を行うに際して、団体を憲法上の人権の享有主体とみる必要があるかは疑問である。結社の自由については、「概念上、他者との共同行使を前提としており、個人が単独で行使しうるわけではないが、それは結社そのものの性格の問題であり、結社の自由の主体とは関係のないこと」⁷¹といえるのではなからうか。団体によって行われているとしても、憲法上は、団体構成員の人権の集団・共同行使と解することができる。個人による人権行使の態様ないし方法の問題に分解して考えることで、多少は思考が複雑化するとしても、法律レベルの権利義務において法人格を必要とすることの比ではあるまい。そうであるとすれば、人権の享有主体は個人であることの貫徹を優先することも許されよう。

いまや「学説の関心は、団体の権利が個人の人権とは異なることを正当化する点にある」のであって、「問題となるのは団体の権利規制立法の審査基準ないし審査密度」であるとすれば、「そもそも法人が人権を享有するか否かという問いに実益があるかは、疑問」とする指摘⁷²は、「法人になることができるかどうかをもっぱら立法政策の問題とする一般の理解」を指弾して、「日本の現行法制で、法人設立の条件が厳しく、かつ、その運用も厳しい」ことこそ、「結社の自由との関係で問題にされなければならない」という問題提起⁷³と相俟って、結社の自由における沃野

⁷¹ 高橋・前掲論文（註38）17頁。

⁷² 木村草太＝西村裕一『憲法学再入門』（有斐閣・2014年）182-183頁〔西村〕。

⁷³ 樋口・前掲『憲法』（註10）235-236頁。結社からの自由の意義を強調していた見解が、いわば「結社への自由」の重要性を提唱しているものと解される。「法人格の付与は独立の権利主体であることを一般に公示する意味をもち、結社に積極的な意義を認めるなら、その適切な管理・運営のために法人格をもちうるようにすることが、結社の自由を尊重する趣旨にかなう」（大石・前掲『権利保障の諸相』（註44）260頁）のであって、「法人格の付与という問題は、憲法上の原理と密接に関係している」ことから、結社法制の整備によって「憲法上の結社の自由を実質化する」ことの重要性が説かれる（大石・前掲『憲法概論Ⅱ』（註44）310頁）。さらに、「団体・法人に関する諸制度を結社の自由保障に資する「結

を指し示しているように解される。

*引用に際して、原典に付された圈点や下線は（それぞれの文献における用法に相違があることもあり）すべて省略した。

社制度」として把握した上で、それらを「憲法論・人権論の対象」として「理論化・体系化すること」が目指されるべきであり、その際に、従来「憲法学の結社の自由論が見落としてきた法分野」である「民法をはじめとする他の法分野をも視野に入れなければならない」のであって、「結社の自由の実効的保障のために、憲法学は、憲法規範を出発点としつつも、他のさまざまな法制度や法分野との緊密な連関を意識する必要がある」ことが指摘されている（井上武史『結社の自由の法理』（信山社・2014年）347-348頁）。